



島根県報

令和8年10月28日（水）

号外 第 106 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	5
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	7
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	8
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	（健康福祉総務課）	9
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例	（斐伊川神戸川対策課）	13
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（教 育 庁 総 務 課）	14
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	15

公布された条例等のあらまし

◇島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

(1) 初任給調整手当の改正

ア 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して、第2種初任給調整手当を支給することとした。

イ アに伴う規定の整備

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1)に伴う規定の整備

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

災害応急作業等従事手当の額の改定（第12条関係）

区 分		改 正 前	改 正 後
(1) 豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会規則で定めるものにおいて右の作業に従事したとき。	巡回監視	1日 710円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)	1日 950円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円)
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1日 1,080円	1日 1,440円
(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。			
(3) (1)又は(2)の作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。		1日 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額	1日 1,440円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

県民税の法人税割の超過課税の適用期限を令和14年3月31日まで5年間延長することとした。（附則第7項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

- (1) 児童福祉施設の設置者等は、児童対象性暴力等の防止等のため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 改正を要する条例

ア 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 島根県認定こども園の認定要件に関する条例

ウ 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

オ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 施行期日

令和8年12月25日から施行することとした。

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

- (1) 島根県さくらおろち湖ローイング競技施設の附属設備に係る使用料の新設（別表第2の2関係）

区 分		使用料の額	
審判艇	25馬力	1艇4時間につき	1,230円

- (2) (1)に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

災害応急業務等従事手当の額の改定（第18条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行方被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるものに従事したとき。	1日 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額	1日 1,440円を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額
(2) (1)の業務に準ずるものと教育委員会が認め		

る作業に従事したとき。		
-------------	--	--

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとした。

◇地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

救難作業等手当の額の改定（第14条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるものに従事したとき。	1 日 840円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）	1 日 1,120円 （大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）
(2) (1)の作業のほか、人事委員会規則で定める救難捜索の作業に従事したとき。		

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとした。

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第37号

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「対し」を「対して」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第17条の3第2項中「から第6条の2まで」を「、第6条及び第6条の2」に改め、同条第3項中「第5条」の次に「、第6条」を加える。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第23条第3項中「第6条」の次に「、第7条」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び次項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「第6条の2まで」を「第6条及び第6条の2」に改め、「とあるのは「」の次に「第6条から」を加え、同条第6項中「とあるのは「」の次に「、第7条」を加える。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第38号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「710円」を「950円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第39号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和9年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第40号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第2条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1号を加える。

- (13) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定

する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島根県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第10条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第55条の9中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第72条、第72条の2、第72条の14及び第80条中「第46条まで、第48条から」を削る。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同

法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。) その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年12月25日から施行する。

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第41号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中

「		審判艇	1 艇 4 時間につき	770円	を	
「		審判艇	15馬力	1 艇 4 時間につき	770円	に改める。
			25馬力	1 艇 4 時間につき	1,230円	
」						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第42号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第43号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。